

平成23年 No.7

国立大学法人東京学芸大学文書学生納付金規則の一部を改正する規則

制定理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年3月4日 附属学校運営会議 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成23年3月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規則第3号

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(授業料の収納方法)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、春学期にあつては4月、秋学期にあつては10月に収納するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、春学期に係る授業料を収納するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて収納するものとする。</p> <p>4 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに、収納するものとする。</p> <p><u>(高等学校等就学支援金の受給権者に係る授業料)</u></p> <p><u>第3条の2 前条の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法律」という。)第1条に規定するものをいう。)の受給権者(法律第5条及び第6条に規定する受給資格認定者をいう。以下同じ。)である者に係る授業料は、別表に定める授業料(年額)の1/2分の1に相当する額に、受給権者が月の初日に在学する月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 前項の収納については、学長が高等学校等就学支援金を受給権者に代わって受領することをもって充てる。</u></p> <p><u>3 高等学校等の授業料は、各期の属する月に収納するものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の受給権者であつた者が、法律第4条第2項の規定により就学支援金の支給を受ける事由が消滅した場合は、それ以降の期間に係る授業料について収納するものとする。</u></p> <p><u>5 前項の規定に該当する者から申出があつたときは、各期に係る授業料を収納するときに、当該年度のその他の期に係る授業料を併せて収納するものとする。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(授業料の収納方法)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、春学期にあつては4月、秋学期にあつては10月に収納するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、春学期に係る授業料を収納するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて収納するものとする。</p> <p>4 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに、収納するものとする。</p>

(入学の時期が収納の時期後である場合における授業料の額及び収納方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が収納の時期後である場合に春学期又は秋学期において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に収納するものとする。

2 前項の規定は、高等学校等の各期に収納する授業料の額及び各期の授業料の収納時期について準用する。

(復学等の場合における授業料の額及び収納方法)

第5条 春学期又は秋学期の中途において復学、編入学、転入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から春学期又は秋学期において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に収納するものとする。

2 前項の規定は、高等学校等の各期に収納する授業料の額及び各期の授業料の収納時期について準用する。

[省略]

(退学の場合における授業料の額)

第7条 秋学期の収納の時期前に退学する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

2 高等学校等の生徒が退学する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、退学する日の属する月までの月数を乗じた額とする。

[省略]

附 則

この規則は、平成23年3月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(入学の時期が収納の時期後である場合における授業料の額及び収納方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が収納の時期後である場合に春学期又は秋学期において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に収納するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び収納方法)

第5条 春学期又は秋学期の中途において復学、編入学、転入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から春学期又は秋学期において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に収納するものとする。

[省略]

(退学の場合における授業料の額)

第7条 秋学期の収納の時期前に退学する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

[省略]

